

令和2年度 県・市行政と愛産協との懇談会書面開催

今年度の「県・市行政と愛産協との懇談会」は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年の対面による会議方式から愛知県及び各政令市に議題を送付し、書面で回答を頂くという書面開催方式としました。議題と回答及び回答に対する協会の要望を掲載させていただきます。

<議題>

1. 新型コロナウイルス感染症による影響を考慮した許可申請における経理的基礎や優良認定基準の柔軟な対応について
2. 豪雨災害等による災害廃棄物処理で発生したがれき混じりの土砂の有効利用について
3. 令和2年7月16日付け廃棄物処理法施行規則の一部改正について
4. 災害廃棄物処理における破碎処理施設の一連の施設としての選別施設、圧縮施設等の使用について
5. 災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアルの作成について
6. 災害廃棄物処理について
7. 愛知県産業廃棄物税の充当対象事業について
8. 行政から産廃業者に対する要望や協力依頼について

<議題と回答及び回答に対する協会の要望>

1. 新型コロナウイルス感染症による影響を考慮した許可申請における経理的基礎や優良認定基準の柔軟な対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、経済活動の低下に伴い産業廃棄物の排出量が大きく減少しているようです。このような中、産業廃棄物処理業の許可期限が到来し、更新許可申請や優良認定申請を行うことになりますが、直近の自己資本比率や経常利益が大きく低下していることも想定され、許

可に当たっての経理的基礎や優良認定基準に合致しないおそれも考えられます。

については、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮して経理的基礎の考え方を柔軟に扱う必要があるのではないかと考えますがお考えを伺います。

【愛知県】

経理的基礎については、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するものとして、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知を踏まえて審査基準を定めています。

コロナ禍における経理的基礎に係る許可基準については、環境省から何らかの考え方が示されているものではなく、また、経理的基礎は事業を的確に、かつ、継続して行うために不可欠なものであることから、現時点では特段の対応は考えていません。

また、優良認定における財務体質の健全性に係る基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に自己資本比率、経常利益金額等の基準が明確に定められており、その基準に基づき判断していきます。

【名古屋市】

経理的基礎については、許可事務等取扱い通知(R2.3.30 環循規発第 2003301 号)の 4 に示された考え方に基づき、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断します。

また、優良認定基準については、廃棄物処理法施行規則の規定及び優良認定制度運用マニュアル(R2 年 10 月改訂)に基づき、財務体質の健全性を判断します。

新型コロナウイルス感染症による事業活動への影響については注視しておりますが、一方で産業廃棄物処理業の許可に対する不信を招かぬよう一律の基準を設けて公平かつ公正に審査を行うことも大事で

あり、ご理解賜りたいと存じます。許可の更新申請につきましては、引き続き、必要に応じて中小企業診断士の経営診断書等も活用しながら適切に判断してまいります。

【豊橋市】

産業廃棄物収集運搬業等の許可の基準には「産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。」とされております。具体的には「経理的基礎に関する審査の考え方」により判断しているところですが、新型コロナウイルス感染症による経済的な影響を考慮し、支障が生じる場合には、個別に対応していきたいと考えています。また、優良認定申請についても同様に考えます。

【岡崎市】

経理的基礎に係る基準の設定は、廃棄物の不適正処理を未然防止するために必要なものであり、産業廃棄物処理業許可における経理的基礎の有無の判断基準については、「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」（令和2年3月30日付け環循規発第2003301号通知）を参考にしております。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う廃棄物処理に携わる皆様の企業業績の悪化は憂慮すべき事柄であります。業績の悪化の程度が企業により異なることも想定されるため、基準を変更等する場合には、社会情勢を踏まえ慎重に判断して参りたいと考えております。

【豊田市】

処理業者の方からは、コロナ禍における経営状況の悪化で経常利益が低下するおそれがあるとの御相談は受けております。令和2年4月27日の環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長からの「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における対応について」の通知に従い事務の合

理化等を図ってきましたが、経理的基礎に関する変更は予定していません。従って、経理的基礎申告書における総合的な判断により、直前期の経常利益金額等が赤字などの場合、中小企業診断士の経営診断書の提出をお願いする場合があります。

【協会要望】

コロナ禍で今後も経済活動が停滞することを想定した経理的基礎の判断基準の緩和を国と調整することを要望する。

2. 豪雨災害等による災害廃棄物処理で発生したがれき混じりの土砂の有効利用について

近年豪雨災害が各地で発生し、各地で大量の災害廃棄物の処理にあたって、適正処理と高リサイクル率の実現に苦慮していると聞いています。

平成30年7月豪雨で被害にあった広島県の例では、大量に発生したがれき混じりの土砂をスクリーンで3種類（100～200mm、40～100mm、40mm以下）に選別し、アンダー材（40mm）は、県の埋立事業用埋立材や最終処分場の覆土材として有効利用されたと聞いています。

については、本県で、上記のような豪雨災害等があった場合、がれき混じり土砂の扱いや利用先が検討されているのか伺います。

【愛知県】

「愛知県災害廃棄物処理計画」において、津波堆積物等の土砂については、土の粒度や汚染度等に応じて、二次仮置場に乾式によるふるい選別施設又は湿式による分級施設を設置して、選別処理を行うとともに、必要に応じて土質改良を行い、分別土砂として再資源化することとしています。

具体的な利用先については、災害廃棄物の処理は市町村の事務であることから、市町村により決定されるものと考えています。

【名古屋市】

がれき混じりの土砂の処分については、本市で処

NEWS

理を行う場合、残余容量が残り少ない最終処分場での埋立処分となってしまうため、出来る限り再生利用を進めることが必要であると考えておりますが、具体的な利用先等の検討は行っておりません。

【豊橋市】

本市では明確な取扱いや利用先の検討を行っていませんが、今後必要に応じ検討を行っていきたいと考えています。

【岡崎市】

現状、検討している内容はありません。
土質資材としての利活用を検討する際には、併せて廃棄物該当性判断を適切に行います。

【豊田市】

市内で発生した災害廃棄物については、極力リサイクル率を上げられるよう、市で適正処理を検討していきます。

がれき混じり土砂については、最終処分場の覆土利用も選択肢の一つと考えています。

【協会要望】

災害時の廃棄物混じりの土砂の利用については、喫緊の課題であるため、具体的な対応策を早急に検討していただくことを要望する。

3. 令和2年7月16日付け廃棄物処理法施行規則の一部改正について

当協会は令和元年台風19号による長野県千曲市の災害廃棄物処理について、広域支援を行いました。処理に当たっては、廃棄物処理法の壁があり、十分なりサイクルもできず、埋立処分せざるをえない廃棄物が多く発生したとともに、協力を申し出た協会員の一部の協力もいただくことができませんでした。このような中、令和2年7月16日付けで廃棄物処理法施行規則が一部改正され、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該処理施設で処理する産業廃棄物と同一性状を有する災害廃棄物を処理できることとなりました。

一部改正されましたが、災害廃棄物が処理できるのは産業廃棄物処理施設設置者に限定されることに変わりはないので、さらに制度改正が必要と考えています。

このため、当協会としては、上部団体である（公社）全国産業資源循環連合会を通じて更なる制度改正について環境省に対して要望していく予定ですが、自治体の皆さんからも、国に対して要望していただくと実現しやすくなると考えますので、それぞれの考え方をお伺いします。

【愛知県】

本県においては、例年、「国の施策・取組に対する愛知県からの要請」において、災害時の対策の推進について環境省に要請を行っています。

具体的には、廃棄物処理に関する規制の見直しなど更なる法制度の整備や、国・地方自治体・事業者による広域的な災害廃棄物処理体制の整備等について、要請しています。

【名古屋市】

5月27日付けのパブリックコメントにおいて、同趣旨の意見がありました。環境省は「改正により（中略）同様の性状を有する災害廃棄物を広く処理することができる」とし、非常災害により大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することができる」と回答しています。

災害廃棄物処理体制については、現行制度の中で産業廃棄物処理施設（許可施設）を活用しながら対応していくことになりますが、施設許可を要しない処理業者の皆様の施設を一般廃棄物処理施設として活用することは、より迅速な災害廃棄物処理に資すると思っており、思うところは貴協会と同じであります。

【豊橋市】

災害廃棄物は迅速かつ適正な処理が必要ですが、改正等の規制緩和による影響を十分に検証したうえで要望を行っていくことが必要であると考えます。

【岡崎市】

貴団体による長野県千曲市の災害廃棄物処理に係る支援に際して、産業廃棄物処理業者による災害廃棄物処理に係る課題を共有させていただきました。適切なルールの下、災害廃棄物がよりスムーズに処理されることを望みます。

御指摘のとおり、施設許可を要しない産業廃棄物の選別施設や圧縮施設を用いて、当該処理施設で処理する産業廃棄物と同一性状を有する災害廃棄物を処理する場合など、現状の手続に改善の余地はないか等引き続き検証することが必要と考えます。

【豊田市】

愛知県産業廃棄物協会様におかれましては、当市と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定」の締結等、常日頃から災害廃棄物の処理に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。災害により多種多様な災害廃棄物が発生することから、有効利用が可能な廃棄物については利活用できるよう、広く産業廃棄物処理業者様には御協力いただく必要が今後とも懸念されるため、更なる制度改正は必要と考えます。

【協会要望】

迅速に災害廃棄物を処理するためには、産業廃棄物処理業者の許可の範囲内で処理を行う必要があるので、引き続き制度改正について国に要望していくことを要望する。

4. 災害廃棄物処理における破碎処理施設の一連の施設としての選別施設、圧縮施設等の使用について

災害廃棄物の処理について、令和2年7月16日付けて廃棄物処理法施行規則が一部改正、施行され、産業廃棄物処理施設の設置者は、法律第15条の2の5第1項に基づき事前に届出を行うことにより、産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理

する産業廃棄物と同一性状を有する災害廃棄物を処理することができることとなりました。

災害廃棄物は処理と同時にリサイクルも重要ですが、例えば産業廃棄物処理施設のうち廃プラスチック類の破碎施設では、破碎施設の一連の施設としてリサイクルを行うため、選別施設、圧縮施設、溶融・押出成形施設等を設けている場合があります。これらの一連の施設は、産業廃棄物処理施設の許可対象施設ではありませんが、使用が可能かどうかお伺いします。

【愛知県】

廃棄物処理法第15条の2の5第1項は、「産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第8条第1項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。」と規定されているため、法第15条第1項に基づき許可を得ている施設の範囲内で処理する場合に適用されるものです。そのため、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に該当しない施設は法第15条の2の5第1項の対象とはなりません。

このことは、環境省に確認しています。

【名古屋市】

お尋ねの「一連の施設」のうち破碎施設以外の設備が前処理設備または付帯設備と捉えうるものであって、切り離すことができない場合は、全体をまとめて1つの一般廃棄物処理施設と捉え、一体として災害廃棄物処理に使用できる場合があると考えます。

逆に、破碎施設以外の設備が個別の一般廃棄物処理施設として捉えうるものである場合は、別途個々に許可を要するものと考えます。

NEWS

【豊橋市】

災害廃棄物の処理について市町村が当該施設を有する事業者へ委託した場合は、許可不要で当該廃棄物の処理を行うことはできると考えます。

【岡崎市】

法律第15条の2の5第1項に基づき届出がなされたとしても、施設許可の要否を別に判断すべき選別施設、圧縮施設等については、その届出のみをもって使用できるとは考えておりません。

【豊田市】

産業廃棄物処理施設と一般廃棄物処理施設では、一連の施設の場合、許可の対象となる施設の範囲が異なります。同日付けの施行通知では、許可の対象範囲が明確になっていないため、更なる解釈や制度改正は必要と考えます。

【協会要望】

法第15条第1項に基づく許可施設でない処理施設においても災害廃棄物が処理できる様、引き続き制度改正について国に要望していただくことを要望する。

5. 災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアルの作成について

8月に環境省と防衛省合同で、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」を作成し発表しました。平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風（台風19号）、令和2年7月豪雨など、近年の大規模災害において、広範囲に甚大な量の災害廃棄物が発生し、処理対応に苦慮した経緯が反映されることが目的になっていると思います。

当協会も愛知県内54市町村と災害協定を締結しておりますが、災害が実際に起きた場合に対する「連携マニュアル」の作成をお互い協力していきながら、進められないでしょうか。当協会も長野県での災害廃棄物処理の実績もありますので、現実に少しでも協力できるようにするためにには、必要な事だと思い

ます。

詳細な内容は理想ですが、まずは災害廃棄物を運搬及び処分するために最小限必要な事項を各行政・国・愛産協・その他協力団体と情報共有すること。そして、マニュアルに対して記載事項に固執することなく、現場の状況に合わせて柔軟に対応することはとても重要であると思います。

各行政のお考えを伺いたいです。

【愛知県】

民間事業者との連携については、今年度、市町村職員向けの研修会等を通して、周知を図っているところです。

次のステップとして、ご提案の「連携マニュアル」の作成も念頭に、災害廃棄物の一義的な処理主体となる市町村と連携しながら、検討していきたいと考えています。

【名古屋市】

大規模災害発生時には膨大な災害廃棄物が発生し、迅速かつ適切な処理を行うためには、貴協会を始めとした協力団体との災害協定に基づく連携が不可欠であると考えております。

そこで本市では、今年度より、貴協会と災害発生時の対応について、双方の役割の確認や初動対応について、協議を開始しており、速やかな連携ができる体制を整えてまいりたいと考えています。

【豊橋市】

詳細な内容について、発生する災害の種類や規模に応じて変化していくことが想定されます。

したがって、災害発生時には関係団体と緊密に連携を図り、情報共有を行うとともに、市及び各団体の役割に応じた連携を図っていくことを検討していきたいと考えています。

【岡崎市】

今後発生する大規模な災害に備えて、具体的な連携方法を考えていきたいと考えております。

マニュアルの作成に関しましては様々な手法が考

えられますが、連携や支援においては、ニーズのマッチングをいかに迅速かつ的確に行うかということが初動において大変重要であると考えます。貴協会において、可能な支援内容が精査され、自治体に事前に情報提供いただくことで、初動におけるマッチング及びその後の災害廃棄物の円滑な処理に寄与していただけることを期待します。

【豊田市】

当市も貴協会と災害協定を締結しているところですが、当市だけが被災した場合は、協定に基づき協力要請を行うこともあり得ますが、大規模広域災害を想定したときには、各市が個別に協定に基づく要請を行うことは難しいものと考えています。

俯瞰的に被災状況が把握できる、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会や愛知県が貴団体との窓口になり、全体をコントロールしていくべきものと考えています。

【協会要望】

当協会では、今年度、モデル的に「災害廃棄物処理仮置場運営マニュアル」を作成しているところで、今後、連携して取組んで行けるようご協力をお願いしたい。

6. 災害廃棄物処理について

令和2年3月31日付け環循適発第20033118号及び環循規発第20033117号「災害時の産業廃棄物処理業者と連携体制の強化等について」(通知)の内容について質問させていただきます。

(1) 政令市以外の市町村に対する支援について

市町村と産業廃棄物処理業者との連携についてきめ細かく支援するための体制を整えることあるが、具体的にどの様に行っていくのかお尋ねします。

(2) 災害時の組織内における意思決定の迅速化及び産業廃棄物処理業者との連携について

災害発生時には発災直後から被災市町村と

都道府県・政令市との情報交換の場に産業廃棄物処理業界も参画を要請する仕組みを検討するなど、産業廃棄物処理業者との連携に関する調整を行うことあるが、具体的に検討されているかお尋ねします。

【愛知県】

(1) 政令市以外の市町村に対する支援について

今年度、市町村職員を対象として行った災害廃棄物処理に関する研修会において「災害廃棄物対策における連携について～民間事業者との連携～」について講演を行いました。

同研修では、参加者がそれぞれに、連携における課題、不足するリソース等について考えていただき、出された意見を踏まえ、有識者等によるディスカッションを行いました。その際ににおいても、平時における災害廃棄物処理の連携の重要性が話題になり、市町村職員の理解が進んだものと考えています。

(2) 災害時の組織内における意思決定の迅速化及び産業廃棄物処理業者との連携について

大規模な災害が発生した際、本県と政令市ののみで情報を共有することは想定しておらず、愛知県災害廃棄物処理計画や貴協会との協定に基づき、速やかに情報共有を行っていきたいと考えています。

【名古屋市】

(1) 本市からの回答はありません。

(2) 本市では、同通知にもあるとおり、平時における情報交換等については、進めているところですが、発災時における具体的な参画の方法については、検討は行っておりません。

【豊橋市】

(1) 該当なし。

(2) 豊橋市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の廃棄物処理等について検討を行っていますが、具体的な運用については災害の被害状況

NEWS

に応じた調整を行うことになると考えます。

想定としては、災害廃棄物の処理（収集運搬・処分）や仮置場の管理等を行っていただくことを検討しています。

【岡崎市】

- (1) 回答なし。
- (2) 具体的な検討には至っていませんが、現在、本市では、防災部局主導で全庁的な支援体制の構築を検討しています。この中で、例えば災害廃棄物処理に関しては、環境部局が主体性をもって支援の判断を行うことを想定していますので、この支援体制構築が具体化していく中で、事業者の方が、災害廃棄物の対策本部に常駐していただくことの効果についても検討ていきたいと考えています。

【豊田市】

- (1) 回答なし。
- (2) 特に水害では、水が引き次第災害廃棄物が出されるため、迅速な初期対応が必要不可欠であると認識しています。このため、市内の産業者・一廃業者の団体と災害時の連携協定を締結しており、今年度は、具体的な連携内容について、協議する予定です。

【協会要望】

当協会では、大規模災害発生時の連絡フローを作成し、県内6支部の統括責任者と副責任者を決めています。平常時から顔の見える関係を構築し、災害時に備えることは肝要と考えていますので、より綿密な連携が行えるようご協力をお願いしたい。

7. 愛知県産業廃棄物税の充当対象事業について

当協会は、産業廃棄物の適正処理を推進していくため、不法投棄防止パトロール、街頭キャンペーンに加えて、藤前干渉、汐川干渉、逢妻川河川敷等において不法投棄ごみの撤去・処理を行っています。

愛知県においては、産業廃棄物の3Rの促進、産

業廃棄物の最終処分場の設置促進、産業廃棄物の適正処理の推進の3つを目的とした「愛知県産業廃棄物税条例」を設けて、税条例の目的にかなう事業が実施されていますが、当協会の不法投棄ごみの撤去・処理等の事業や当協会以外の同様な事業についても税条例の目的にかなうものと考えますが、税充当事業の対象事業として検討いただけないか伺います。

【愛知県】

不法投棄ごみの撤去・処理については、行為者負担の原則から産業廃棄物税を充当することは納税者の理解を得ることは難しいと考えています。不法投棄防止等の適正処理推進に対する補助事業に関しては、今後、他の都道府県の事例を研究しつつ、検討していきたいと考えます。

【名古屋市】

愛知県の事案のため、本市からの回答はありません。

【豊橋市】

該当なし。

【岡崎市】

該当なし。

【豊田市】

該当なし。

【協会要望】

愛知県産業廃棄物税の充当を問わず、産業廃棄物の3Rの促進、産業廃棄物の適正処理の推進を目的とする事業については、補助対象事業として頂けるよう強く要望させていただきます。

8. 行政から産業者に対する要望や協力依頼について

産業廃棄物処理業者に要望したいことや、協力してほしいことがあれば遠慮なくお伝えいただきたい。

【愛知県】

特になし。

【名古屋市】

例年、名古屋市の「環境デーなごや」に貴協会からブース出展いただいているところ、今年は「おうちで環境デーなごや」に動画でご出展いただき、感謝を申し上げます。

今年の懇談会は、災害廃棄物処理に関するテーマをたくさん提起していただきました。普段から顔の見える関係を心掛けておりますが、このコロナ禍の中でも、お互いに知恵を絞って連携を維持、発展させていきたいと存じます。

今後もよろしくお願ひいたします。

【豊橋市】

近年、全国的に想定を超える大規模災害が発生しており、本市においても広範囲にわたり甚大な量の災害廃棄物が発生することが考えられます。

平時から貴協会と情報共有を図り、災害が発生した際には、迅速な対応ができるよう、ご協力頂きたいと考えております。

【岡崎市】

新型コロナウイルス感染拡大下においては、感染者発生に伴う消毒作業の実施等を理由に、医療機関以外からもウイルス付着の可能性のある廃棄物が排出されます。平時から焼却等を想定した処理委託契約がなされ、廃棄物の入った容器を開封しないことが前提となっていれば、作業従事者の感染リスクは比較的少ないものと考えますが、リサイクルを目的とした選別、圧縮、破碎等の容器の開封を前提とした処理委託においては、プライバシー保護も理由に、排出者からの十分な情報伝達がないまま処理委託されれば、運搬工程におけるリスクはプラ袋二重使用等により一定程度下げることができたとしても、処分に伴い開封等することで感染リスクにさらされるものと考えます。

環境省が示しているとおり、ウイルス付着の可能性のある廃棄物を過剰に取り扱うことにより、処理が停滞、又は感染性廃棄物の処理が圧迫されること

は望んでいませんが、実務における課題等がありましたらお教え願います。

【豊田市】

回答なし。

【協会回答】

- ・新型コロナウイルス付着の可能性のある廃棄物は、排出段階で二重袋に、収集運搬段階で念のためにさらに二重袋に入れた上で、大きなフレコンバッグに梱包しており、過剰梱包となっています。
- ・新型コロナウイルスに感染し、感染者が自宅待機している場合、自宅から排出されるごみは、通常パッカー車で回収・圧縮されるため、廃棄物の入った袋が破れることがあり、従業員が感染するおそれがあります。このため、自宅待機者等の情報を、事前に一般廃棄物の収集運搬業者に情報提供いただければ、平積みトラックで回収でき、感染を防止することができます。
- ・廃棄物処理業は、3K職場ともいわれ、新型コロナウイルス感染症の拡大により、さらに従業員の確保が難しくなっています。
- ・愛知県及び政令市の廃棄物条例では、排出事業者は産業廃棄物の処理を委託した場合、排出事業者による実地確認が義務付けられていますが、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、産業廃棄物処理業者としては、感染拡大を防止するため、部外者との接触を極力回避したいと考えております。新型コロナ禍での、実地確認への対応方法も課題と考えています。